

第3章 計画策定の背景

I. 男女共同参画の現状と課題

人口減少による社会の変化

令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）による日本の人口は、126,146,099人で、前回調査（平成27年国勢調査）に比べ、948,646人（△0.75%）の減少となっています。

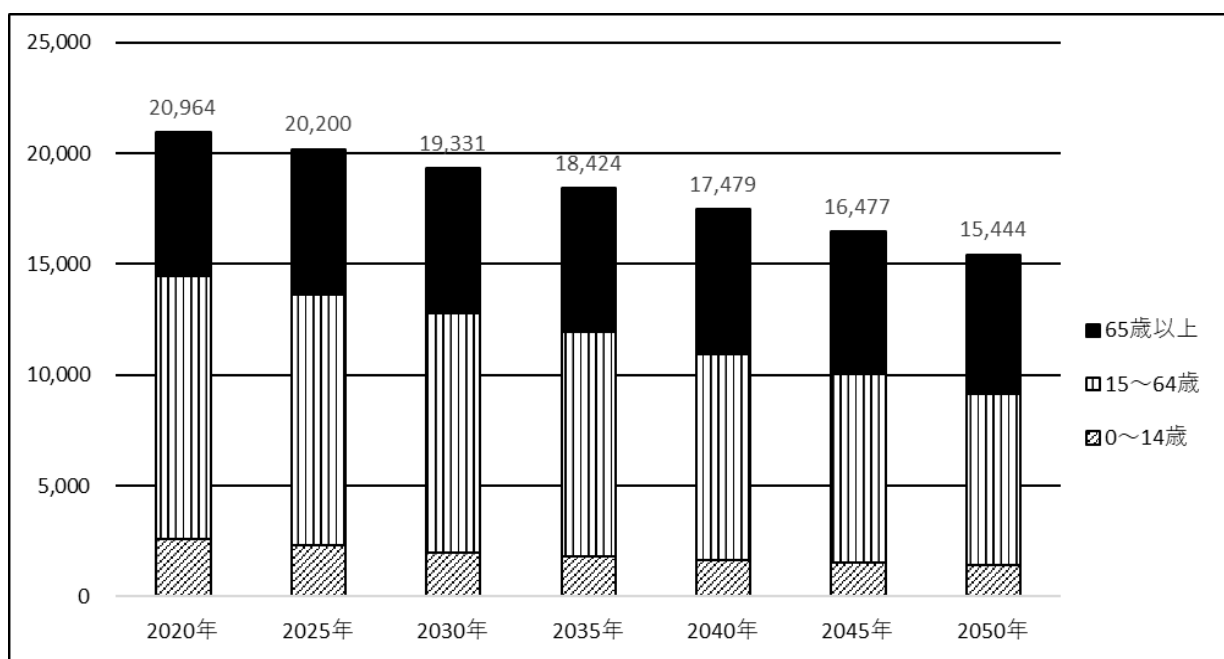
同調査による日野町の人口は20,964人で、前回調査に比べ、909人（△4.2%）の減少となり、今後さらに人口減少が加速すると推測されます。

少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来に伴い、地域の活力の低下や労働力不足による経済成長の低迷、年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代への負担の増大など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

また、核家族やひとり親家庭、単身世帯の割合が増加するなど、家族形態が変化し、平均世帯人数は減少傾向となっています。こうした背景には、少子化・高齢化の進展、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化があると考えられます。

このような家族形態の変化は、人間関係の希薄化、家庭の孤立化、相互扶助機能の弱体化をもたらすなど、地域社会を取り巻く環境を大きく変貌させています。

日野町の人口の推計



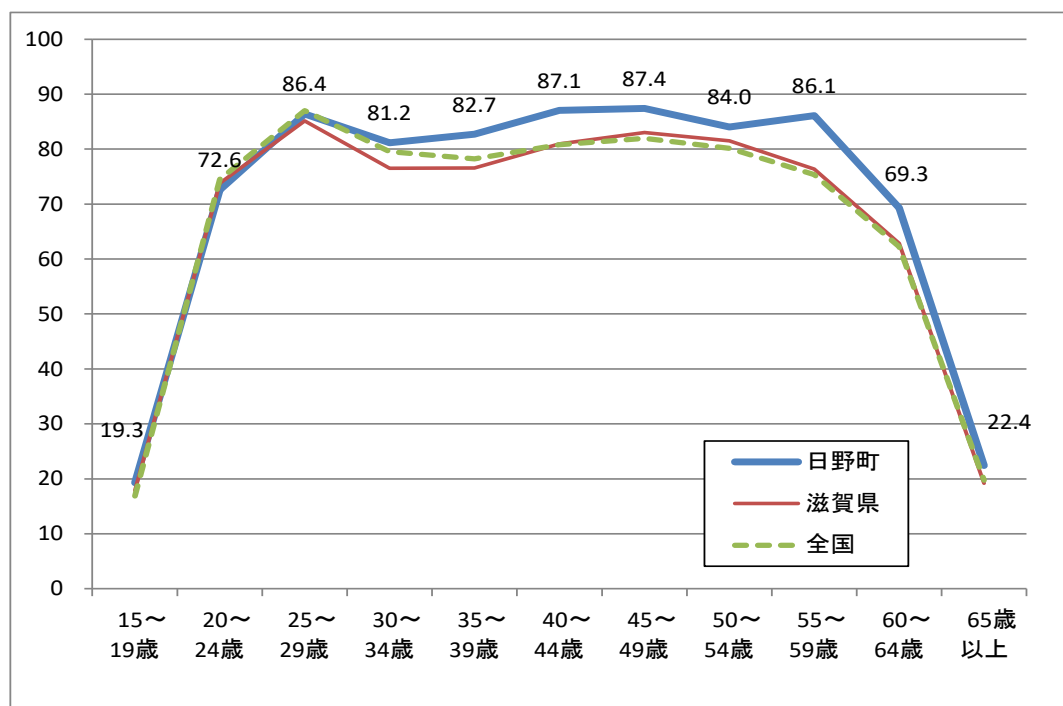
資料／国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）』

口男女の労働力率の比較

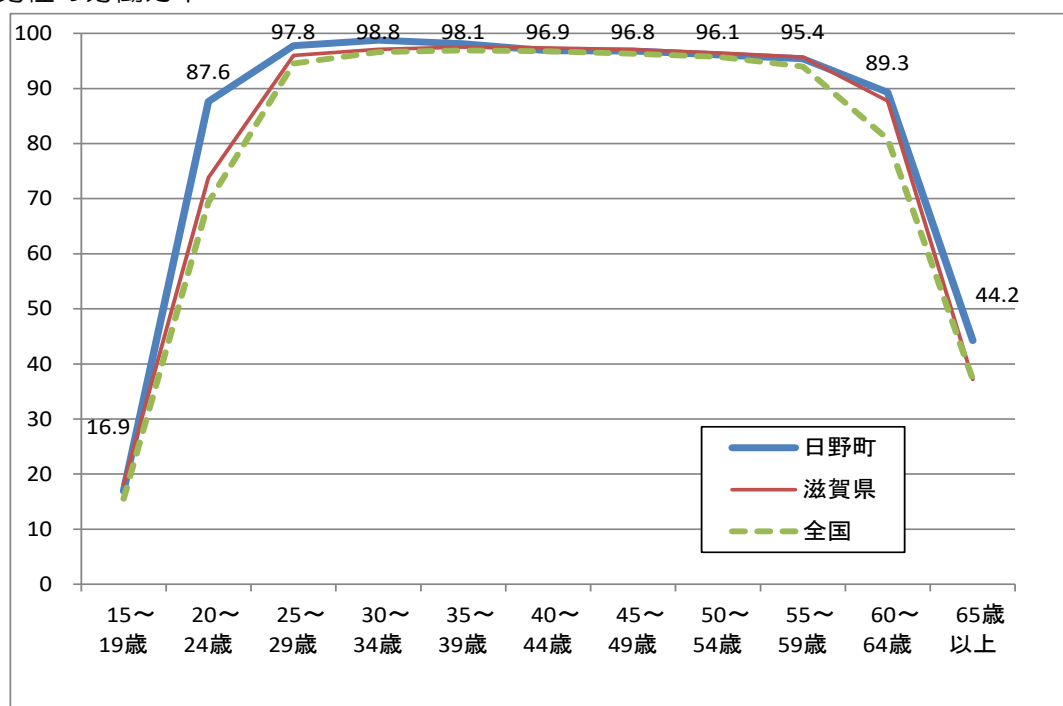
日野町の労働力率（15歳以上人口に占める働く能力と意思をもつ人の割合）は、男性は全国や滋賀県と同様に全体的に高い数値となっていますが、女性は結婚・出産期にあたる年代に一旦低下する、いわゆるM字カーブの形状を描いており、全国や滋賀県と比較すると比較的高い数値となっているものの、出産や育児等をきっかけに仕事を離れる傾向があります。

子育て世代の女性をはじめ、働きたい意思のある方が働きやすく、働き続けられる環境を整えていくことが望まれます。

女性の労働力率



男性の労働力率



資料／令和2年国勢調査

□政策・方針決定や各種団体等における女性の参画状況について

日野町における各分野への女性の参画状況について、議会や委員会等の女性参画状況をみると、議会では 15.4%、行政委員会では 16.1%と低い割合となっています。

また、町職員の管理職に占める女性の割合は、県内郡部で最も低い 12.5%となっています。

※管理職＝課長相当職以上の職に就く職員

市町名	議員			行政委員会			附属機関			町職員（管理職）		
	総数	女性	比率(%)	総数	女性	比率(%)	総数	女性	比率(%)	総数	女性	比率(%)
日野町	13	2	15.4	31	5	16.1	274	84	30.7	32	4	12.5
竜王町	12	2	16.7	30	7	23.3	158	45	28.5	31	9	29.0
愛荘町	14	1	7.1	27	7	25.9	157	48	30.6	37	12	32.4
豊郷町	12	2	16.7	30	4	13.3	74	19	25.7	27	11	40.7
甲良町	11	0	0.0	27	4	14.8	61	16	26.2	20	5	25.0
多賀町	12	1	8.3	36	7	19.4	138	46	33.3	14	4	28.6

資料／市町における男女共同参画推進状況

（令和 5 年 4 月 1 日現在 ※議員のみ令和 5 年 7 月 1 日現在）

Ⅱ. 男女共同参画に関する取り組み

1. 国際社会の動き

国連においては、昭和 50 年(1975 年)を国際婦人年と定め、昭和 60 年(1985 年)までを「国連婦人の 10 年」とし、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上に向けて各国の取り組むべき指針「世界行動計画」が採択されました。続いて昭和 54 年(1979 年)12 月には、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約「女性差別撤廃条約」が採択され、「国連婦人の 10 年」最終年、ケニアのナイロビ会議、そして、平成 7 年(1995 年)9 月、アジアで初めて北京において「第 4 回世界女性会議」が開催され、西暦 2000 年に向けて取るべき優先行動を定めた「行動綱領」及び「北京宣言」が採択されました。

平成 12 年(2000 年)6 月、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、男女平等の実現を誓った「政治宣言」とともに、各国政府がとるべき行動目標を盛り込んだ「更なる行動とイニシアティブに関する文書」(成果文書)が採択されました。

平成 17 年(2005 年)、第 49 回国連婦人の地位委員会において「北京宣言・行動要領」および「成果文書」を再確認する政治文書が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

平成 22 年(2010 年)9 月、東京において日本初開催となる A P E C (アジア太平洋経済協力)「第 15 回女性リーダーズネットワーク会合」(議長国:日本)が、「女性による新たな経済活動の創造～人・自然・文化を活かす～」をテーマに開催されました。

平成 27 年(2015 年)、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標(ゴール)と 169 のターゲットで構成された「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。17 の目標の中には、「5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が掲げられています。



2. 日本の動き

わが国では、昭和 50 年(1975 年)に内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置され、昭和 52 年(1977 年)、国内行動計画が策定されました。国連婦人の 10 年の間に女性に関する施策の取り組みは大きく進展し、法制上の男女平等はほぼ達成され、昭和 60 年(1985 年)6 月には、女性差別撤廃条約が批准されました。

国際条約に関連しては、平成 7 年(1995 年)6 月、ILO156 号条約（男女労働者、特に家族的責任を有する労働者に関する条約）が批准されました。

平成 11 年(1999 年)6 月に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。この基本法の前文において、男女共同参画社会の実現を「わが国の社会を決定する最重要課題」と位置づけました。この基本法に基づき、平成 12 年（2000 年）には、「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、平成 17 年（2005 年）に策定後の国内外の様々な状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画計画（第2次）」が策定されました。

平成 19 年（2007 年）12 月、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 22 年（2010 年）12 月、15 の重点分野からなる「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に成果目標を設定し、2020 年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標に向けた取り組みなどを推進しています。

平成 27 年（2015 年）9 月、女性活躍推進法が公布・一部施行（平成 28 年 4 月全面施行）されました。この法律では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることを踏まえ、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としています。

令和 2 年（2020 年）12 月には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」への対応、デジタル化社会への対応、ジェンダー平等などの内容が組み込まれ、男女共同参画社会の実現に向けての施策の推進が図られています。

3. 滋賀県の動き

滋賀県では、昭和 53 年(1978 年)4 月に女性行政窓口として、商工労働部労政課に「婦人対策係」が設置され、女性問題の解決等のための取り組みが始まりました。

昭和 61 年(1986 年)に近江八幡市に「女性の社会参加と自立のための学習・活動拠点」として「県立婦人センター（改称：男女共同参画センター）」が開設され、平成 2 年(1990 年)に「男女共同参加型社会づくり滋賀県計画」が策定されました。その後、平成 6 年(1994 年)に「滋賀県計画」の第一次改定を行い、「参画型」から「参画」と呼称を改めました。

平成 10 年(1998 年)には、「パートナーしが 2010 プラン」が策定されました。そして、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することのできる、多様性に富んだ活力ある社会～男女共同参画社会～の実現に向けて、平成 13 年（2001 年）12 月、「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定されました。平成 15 年（2003 年）3 月、「滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが 2010 プラン（改訂版）～」、平成 20 年（2008 年）2 月、「滋賀県男女共同参画推進計画～パートナーしが 2010 プラン（第2次改訂版）」、さらに平成 23 年（2011

年)3月、「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」平成28年(2016年)3月、「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定され、様々な取り組みを進めてきました。

令和5年(2023年)3月、令和7年度までを計画期間とする「パートナーしがプラン2025(滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画)」が策定され、「一人ひとりが幸せ感じる滋賀へ」を基本理念に、総合的かつ計画的に推進されています。

4. 日野町の動き

日野町における男女共同参画への取り組みは、平成3年(1991年)10月に策定した「第3次日野町総合計画」において「男女共同参加型社会の形成」について位置づけたことに始まります。

平成6年(1994年)4月、企画財政課に女性施策担当を設置し、同年7月に職員で構成する「日野町女性施策検討委員会」を設置し、女性問題への取り組みを始め、10月に県の「男女共同参画社会づくり推進地域会議」に初めて取り組み、11月に「日野町女性のつどい」を開催しました。

平成7年(1995年)4月、「第1回日野町女性団体連絡会」を開催するとともに、地域のリーダーとして活躍していただく「女性問題リポーター(改称;男女共同参画リポーター)」制度を6月に創設し、第1期16名を委嘱し、同年11月に住民を対象に「男女共同参画社会づくり町民意識調査」を実施しました。

平成8年(1996年)2月、男女共同参画社会を考える町民のつどい「男と女のパートナーフォーラム」を労働講座と共催しました。この間、「女性セミナー」「さざなみ学級」などの講座を開講し、学習の場を提供してきました。

平成10年(1998年)6月、「第1期日野町男女共同参画懇話会」を設置し、男女共同参画社会づくりを進めるための必要な施策と計画の策定、推進についての意見を求めました。その後、日野町男女共同参画懇話会の提言を受け、平成11年(1999年)12月に基本計画である日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～を策定しました。平成12年(2000年)には第2回の町民意識調査を実施、6月に「第2期日野町男女共同参画懇話会」を設置し、施策展開についての検討も重ねてきました。

「男女共同参画リポーター」制度については、平成17年(2005年)時点で第11期117名を数えるに至ったことから、発展的に終了し、男女共同参画を考える町民のつどいについても平成17年度(2005年)で終了しました。平成18年度(2006年)からは日野町パートナープラン活動事業補助金制度を創設し、グループ等を支援しています。また、第3回の町民意識調査を実施し、平成19年(2007年)12月に「第5期日野町男女共同参画懇話会」を設置し、「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～(改定)」を策定しました。

平成23年(2011年)3月に策定した「第5次日野町総合計画」においては、基本方針のひとつとして「ともにいきる安心ささえあいのまち」を定め、その中の政策「認め合い、ともに進める自由で垣根のないまちづくり」を進めるための施策として「男女がともに行動し参画する」と位置づけています。

平成25年(2013年)7月には「第6期日野町男女共同参画懇話会」を設置し、町民意識調査の分析とともに後期計画の策定に向けての意見書をいただき、「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン21～(改定)」の後期計画を策定し、各施策を推進しました。

平成30年(2018年)2月に町民意識調査実施し、同年7月に「第7期日野町男女共同参

画懇話会」を設置しました。懇話会からの提言を踏まえ、「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン 2019～」を策定し、各施策を推進してきました。

令和 3 年（2021 年）3 月に策定した「第 6 次日野町総合計画」においては、政策の柱のひとつとして「未来を担うひとづくり」を定め、その中の政策「生涯にわたる学びと活躍の推進」のための基本施策として「男女共同参画社会づくり」と位置づけています。

令和 5 年（2023 年）3 月には日野町人権学習推進指針（改訂版）を策定し、一人ひとりが大切にされ充実した生き方のできる「人権と福祉のまちづくり」をめざして、あらゆる施策を推進しています。

令和 5 年（2023 年）6～7 月には日野町男女共同参画社会づくりに関する町民意識調査を実施し、同年 8 月に「第 8 期日野町男女共同参画懇話会」を設置しました。懇話会で町民意識調査の分析とともに計画を点検いただき、懇話会からの意見を踏まえ、「日野町男女共同参画行動計画～ひのパートナープラン 2019～」後期計画の策定を進めました。